参考資料

議員提出条例に係る申合せ事項フローチャート（関係部分抜粋）

委員会で検討する場合

①現状・問題点の検討
↓
②**委員**派遣による現地調査（必要に応じて）
↓
③条例案の方向性の決定（概要案）
↓
④執行機関からの意見聴取（必要に応じて）
↓
⑤**参考人招致**（必要に応じて）
↓
⑥**公聴会の開催**（必要に応じて）
↓
⑦③～⑥を受けて条例素案を作成
↓
⑧パブリックコメント（必要に応じて）
⑧執行機関からの意見聴取（必要に応じて）
↓
⑨全員協議会での説明
↓
⑩最終条例案

②～⑦の順番は案件、状況によって異なる

↓

委員会（委員長名で）が議長へ提出＝議会へ提出
（委員会の最終日までの委員会開催日）

↓

議会運営委員会での説明

↓

上程・提案説明（閉会日の本会議）

↓

原則として委員会へは付託しない

↓

本会議で採決（閉会日）